

平成30年度 堺市バリアフリー化検討委員会 議事要旨

開催日時	平成31年1月29日（火）午後3時～5時
開催場所	堺市役所本館3階 大会議室1
案件	1 バリアフリー法の改正について 2 堺市バリアフリー基本構想 平成30年度までの進捗状況について 3 堺市バリアフリー基本構想の一部変更について 4 可動式ホーム柵の導入に係る公共交通特定事業計画の変更(案)について 5 その他・意見交換 コミュニケーションボードについて
配布資料	・次第 ・資料1：バリアフリー法の改正について ・資料2：整備状況調査 ・資料3：堺市バリアフリー基本構想 一部変更について ・資料4：策定地区公共交通特定事業計画の変更(案) ・資料5：コミュニケーションボードについて

議事要旨

(1) 開会

挨拶（健康福祉局長）

資料確認、欠席者・代理出席者紹介

挨拶（委員長）

(2) 案件

1 バリアフリー法の改正について

事務局より資料1に基づき、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）改正について説明

○委員からの意見、質疑等

（三星委員長）

・改正法のマスタープラン制度とこれまでの基本構想との違いについて、マスタープラン制度は全市の基本方針であるとの情報提供

・改正法に記載の評価会議について

・改正法に記載の事業者によるバリアフリー情報提供義務について

（岡本委員）

・平成30年11月1日施行 マスタープラン制度について

・平成31年4月1日施行予定 貸し切りバスや遊覧船適合における今後の基準に関するパブリック

コメントが実施中であることの情報提供

(三星委員長)

・法改正に係るガイドラインについて情報提供

(トイレや駐車場の機能分散について、エレベーターの規格について)

(石塚副委員長)

・法改正の趣旨には観光立国の実現というものも含まれている中で、世界遺産の指定をめざされている堺市も、マスタープランとして大きな方針を市として独自に出せるいい機会かと思うが、この法改正を受けて市としてどのような対応を考えているのか。

(事務局)

・世界遺産登録に向けて、多くの方が来られるということで、バリアフリー化については関係課で今後とも検討を進めてまいりたいと思っている。

(三星委員長)

・新法は施行が年末でしたので、これから来年度にかけてこれから検討していくという理解でよろしいか。

(事務局)

・今夏までというのは難しいところだが、世界遺産登録という機会を重要と捉え、バリアフリー化をしっかりと進めてまいりたい。

2 堺市バリアフリー基本構想 平成30年度までの進捗状況について

事務局より、資料2に基づき進捗状況を報告

○委員からの意見、質疑等

(土屋委員)

・百舌鳥駅から仁徳天皇陵まで点字ブロック、誘導ブロック設置の話が進んでいるということに感謝する。

・質問は、今日のこの会議において、視覚障害者に対してどのような対応をお考えいただいたのかお尋ねしたい。

・今日の会議において、例えば資料について、どういう対応をされているのかということを確認したい。

(事務局)

・こういった会議で当事者の障害をお持ちの方のご意見を頂戴することは非常に貴重な機会であると思う。

・そのためにも、会議の場で資料を把握していただく配慮が欠けていた点はお詫びを申し上げます。

・聴覚障害者の方に対しては手話通訳の方に来ていただき、会議の内容を把握していただくという対応をしているが、視覚障害者の方に対する資料の提供について、どのような形で進めるのが一番良いかご相談させていただきたい。

(土屋委員)

・このような大事な会議で、せめて資料を拡大文字にしていただくとか、何か配慮をしていただきたい

かった。

(三星委員長)

・視覚障害者の情報処理として、少なくとも点字資料は、事前に準備するというのは鉄則となる。私からもお詫びする。

(森口委員)

・資料2、P18の地図において、ダイエーやガーデンシティ梅などは、今解体となっている。また、原山公園にプールが移転してくる。梅文化会館や南区役所第一第二駐車場等の公的施設もある。

・バリアフリー化について早急に、今まで以上に対処していただきたい。完成後にバリアフリーが追いかけるのではなく、新しく設置されるものと並行して行うのがいいのではないかと思う。

(三星委員長)

・個別のポイントについて、基本構想に書いてある項目も大事だが、梅・美木多に関しては日々変わってきている中で、個別の議論だけではなく、全体が連携しながら面的に整備されていく工夫が必要である、というご意見と捉える。

(事務局)

・まちづくりが進んでいく中で、しっかりとバリアフリーという考え方を踏まえた上で、全体を進めていくことが非常に重要だと考えており、市としても取り組んでいるところ。

・既存施設だけでなく、これからのまちづくりの中での考え方をしっかりと位置付けるということの重要性をおっしゃっていると理解し、今後しっかりと進めていきたい。

(三星委員長)

・森口委員としては、考え方はいいのだが、実際に面的にきちんと整備できているのか、新しい時代に対応できる仕組みができてきているのか、ということ。

・今度の改正法で出した評価会議というのがあり、この委員会も下部組織として梅・美木多地区評価検討会みたいなものを作って考えていかなければいけないと思う。

(森口委員)

・ここ1・2年で駅前がかなり変化しているところで、梅駅も変わっていきだろと思う。人の流れというか、市民の皆さんが動きやすい構造、バリアフリーを踏まえて総合的な観点から考えてほしいと思う。

(山本委員)

・森口委員からご指摘があったとおり、平成32年夏には原山にプールができる。駅前では民間商業施設やマンション建設も進められている。このような中、駅のロータリーについても、現在ニュータウン地域再生室（以下「再生室」という。）が中心となって、円滑な運行に向け事業者との協議を進めており、バス事業者やタクシー事業者といった方々のお声もお聞かせいただきながら、検討している。

・駅前の導線、生活関連経路についても、庁内の連携も含め検討を進めている。点ではなく面でのバリアフリー等の安全性確保というところの重要性をしっかりと認識し、進めていく。

(石塚副委員長)

・バリアフリーではなく、最初からバリアを作らないという計画にしていくためにも、計画のプロセスにぜひ当事者参画をモデルとして入れていただけるとありがたい。

(山本委員)

・今現在検討を進めている中では、交通関係の事業者だけでなく、地域にお住まいの方々、ご利用される方々のお声もお聞かせいただきながら進めていくことが重要であると考えているので、そういった観点も十分踏まえた上で進めてまいりたい。

(石塚副委員長)

・そこに当事者の障害がある方の参画、例えば視覚障害者誘導用ブロック一つを取っても、車いすの方の導線を考えるにしても、実際に使用される方の視点を必ずご反映いただけるとありがたい。

(三星委員長)

・この会議の担当部局と協力しながら、我々とも相談いただいて、当事者参加をよろしく願いたい。

・再生室としても住民参加、当事者参加については力を入れているところであると思うので、しっかりお願いしたいと思う。

・このように福祉部局では答えられない内容については、担当部局に説明いただきたい。その上で再生室だけでなく、事務局としても当事者参加について協議しながら進めてもらいたい。

(岩本委員)

・昨年の委員会で、原山公園について、三星先生からガイドラインが古いものなので、新たに、堺市としてガイドラインを策定し、地域に合わせたものにした方がいいという意見があり、担当の方も、新しい方針に沿って今後進めていきたいというお答えをいただいたと記憶している。それについての進捗はどうなっているか。

(事務局)

・確かに岩本委員から昨年「ガイドラインに沿って整備を行っているということだが、緊急時に音声による指示を我々は受け取れないので、そういったことも配慮して取り組みを進めて欲しい。」といったご発言があり、それに対して三星先生からも、災害時のサイレン等について、さまざまな取り組みが進んできているというようなご紹介があった。

・ガイドラインという点に関しては国・府においても、今回の法改正を受けて色んな動きが出てきているところであり、堺市としてもそれらの動きを確認しながら取り組みを進めていきたいと考えている。

(三星委員長)

・特に災害時の聴覚障害、視覚障害の問題については取り組まないといけない。

(岩本委員)

・原山台公園のバリアフリーに関して、ガイドラインに基づいてではなく、当事者が集まって独自に話し合っ、行うべきである。

(西川委員)

・新しいガイドライン、もしくは現場や今の新しい時代に即したものに对应すべきではないかというお話だと思うので、私どもの方で建設する中で、そういったご意見、地域からのお話をいただいたものの中で対応できるものを作っていききたいと考えている。

・公園緑地部として、建設中の原山公園のご意見ということであれば、事務局を通じて私ども公園緑地部の方で対応できるものは対応していくので、またこの会議の中で次回以降でも報告をさせていた

だければと思っている。

(三星委員長)

- ・今の件は公園だけでなく、エリア整備として再生室も全体を統括して進めていただきたい。
- ・情報障害者の対応については、後追いで意見を聞くだけでなく、ここまではできる、でもここから先はまだ無理だとか、予算を含め制約を考えると一年では無理だとか、そういうところが基本構想の一覧表だけでは見えない、岩本委員のご発言はそういうところだと思う。

(石塚副委員長)

- ・岩本委員のご発言は、公園の整備に当たっては、当事者参加、当事者の意見を事前に聞くということのプロセスのご指摘だったと私は理解している。
- ・これから整備されるものがある中で、事前に当事者からご意見を聞くという機会を、仕組みとして位置付けていくということが必要ではないか。
- ・災害時のことについては、昨年ご発言があったと議事録から紹介があり、今日の資料の2ページの榎文化会館に、「緊急時災害時の文字、音声等の案内」が、平成32年度の事業でこれから取り組まれるという、とても必要な事業が予定されているので、ここでもぜひ整備の内容を決める前に、当事者の方々と一緒に、どういったものにしていったらいいのかという相談の場を、設けていただけないのではないかと思う。

(三星委員長)

- ・表をもとに、○・△だけを報告するだけでなく、もっと進んで、長期的には○にしているけれども、まだ手はつかないけれどもこんなことを考えているということ、写真をつけるなりして明示することも必要。

(杉本委員)

- ・車いすのシンボルマークの駐車場について、増えるのはうれしいが、元気な人や一般の人が停めており、障害者が停めようと思ってもないことがある。
- ・警備員さんがいるところは停めないように言っているが、誰もいないと近いから、つい置いてしまっている。それが何とかならないかと思っている。

(事務局)

- ・何のために車いす駐車場のマークをして場所を確保しているかというところが、きちんと浸透していないというところが問題だと考えている。

(三星委員長)

- ・堺だけでなく全国での課題だが、障害者のための駐車スペースなので、障害が無い人が便利だから、空いているからと言って利用するのはとんでもないことであり、厳しく対応していかなければいけない。
- ・市民の方が趣旨を理解するように努めることが大事だが、なかなか趣旨だけではうまくいかないの、方策として、大阪府が機能分散として、車いす駐車場には3.5m必要だが、視覚障害や少し足が悪い程度で車いすが必要ない人には、入口の近くにあるようなプラスワンの駐車場、県によっては「思いやり駐車場」というものがある。
- ・この駐車場の堺市での導入状況と、大阪府が発行している駐車場の利用証の状況について質問したい。

(平松委員)

- ・交通部の方で駐車場法の届け出を担当しているので、そういった全国の状況は把握している。
- ・しかし、駐車場法は有料の、事業として駐車場をしている場合は当てはまるが、無料で駐車できるような駐車場を設置している場合にはチェックは働かない。
- ・大阪府の取組も障害部局の方でそういう許可証を出されているとお聞きしているので、今は定めが無くても理想的な姿に近づけるような取組みについての議論を出来れば始めてまいりたいと考えている。

(三星委員長)

- ・道路上の取り締まりは警察で出来ますが、施設の中では警察は強制力を持つことが出来ないので、本当になんとかして市民に普及しないといけない。
- ・もう一つはプラスワン駐車場というもので、便利な場所に2.7～3m前後の幅の駐車場を2・3か所設けていくような取組みをお願いしたい。
- ・市によっては建築申請の時に、強制力はないが、チラシを事業者に渡して協力してほしいという取組を行っているところもある。これはかなり効果が上がっているので、参考までに申し上げておく。
- ・また、利用が増えたという見方もできる。適正な運用で埋まっている場合もある。

(土屋委員)

- ・堺東のスクランブル交差点で、自転車で渡る人が多くて非常に怖い思いをする。
- ・本来自転車はスクランブルを乗って走ってはいけないということを、乗っている人は知らないことが多いので、スピード違反やシートベルトの取り締まりと同じくらい、自転車から降りて渡らないとだめですよということをさまざまな場面で徹底して頂けたらうれしい。

(堺警察署 代理出席島川氏)

- ・堺東のスクランブル交差点については各障害者の団体の方からもいろんな要望を受けており、歩行者が待っている部分に「自転車は押して歩きましょう」というような標記がいいのか、今は堺市とどういう文言がいいかの検討を行っているところ。
- ・しかし、今は歩行者の横断などが無ければ乗ってもいいという法律に変わったので、表現が難しいが、堺市の条例もあるので、それらを併せて適切な表現の仕方を検討している。

(三星委員長)

- ・交通教育の場などでもその辺りをよろしくお願ひしたい。実際には交差点は押して歩くというほうがご本人の安全上も良いが、厳密に言えばすいていけば問題ない、ということ。
- ・まとめますと、視覚障害者対応、聴覚障害者対応、この二つの情報対応について、もう少し格段の対応をしてほしいということがご意見に出されたということ。
- ・もう一つは、当事者参加でバリアフリーを進めていってもらいたい。工事の最後の段階で参画してもらうのではなく、計画や設計の段階から当事者の意見を入れていこう、都市整備部局と福祉部局が協力しながら、当事者参加の方向、仕組みを作っていきます。
- ・今度の法改正でも、評価制度を確立しようとなっているが、その評価制度の仕組みを待つまでもなく、協力してくださいということと言えるので、都市整備部局でもよろしくお願ひしたい。

3 堺市バリアフリー構想一部変更について

堺市バリアフリー構想一部変更（柵・美木多駅周辺の（2）駅前広場等に「エレベーターの設置」を追加など）について、事務局より説明

○委員からの意見、質疑等

（石塚副委員長）

・土地勘がないので教えていただきたいが、ここには自転車利用はないとの理解でよろしいか。エレベーターが11人乗りでは籠が小さいという話を含めて、これは民間事業者の社会貢献で設置いただけるということだが、そこに市としてプラスαすることで、大きな籠に変更するという余地は全くないという理解をしなければならないのかということも含めて2点教えていただきたい。

（事務局／再生室）

・エレベーターの籠の規格の大きさについては、民間事業者主体で進めていることもあり、この（11人乗り）サイズで進めている。

・自転車利用をどうするかということで、地元、警察を含めて協議しているが、一つの例として今の階段の形ではなく、自転車を押して通行する斜路付き階段をつけて、上っていただけるような勾配・幅を検討しているところ。

（石塚副委員長）

・市で何か大きなエレベーターにする補助をするという選択肢はなかったという理解でよろしいか？
・自転車についてはエレベーターを利用しなくていいように斜路を付けてくださる方向で検討中ということで、それはマナーとともに徹底するというのも、運用の面も含めてご検討いただければと思う。

（三星委員長）

・この話は私が知る限りでも非常に画期的なことであり、施設利用者だけではなくて、みなさんに開放されているエレベーターが、ダイエーが閉店するに当たって無くなるという状況で、再度新しい施設設置者が作るという、画期的で素晴らしいと、このご努力に関しては敬意を表したい。

・石塚先生のご意見は、同じ事なら少しのお金を市から援助して、尚且つ面積的にももう一つ広げれば自転車が乗れるのではないかとということだが、これはここで議論して決められることではないので、要望として挙がっているということで、ご理解いただきたい。

（事務局／再生室）

・実際、自転車も利用できる籠の大きさにした場合、自転車が利用することにより、本来必要にしている方がなかなか利用できないということもある中で、斜路付き階段を設けることで、機能分散という中で整備をさせていただく計画が進んでいるということをご理解いただきたい。

（石塚副委員長）

・現時点ですでに事業が進んでいるので、難しいということは充分理解しているので、繰り返すにはなるが、事業化していない案の段階で、どれだけたくさんの意見をお聞きになるかで、場合によっては工夫の仕方が見えてくることもあると思うので、お金をかけるだけではなく、当事者の意見を事前に聞いていただくという仕組みを作られた方がいいのではないかとという意見である。

（事務局／再生室）

・再生室において、駅前の広場の検討というのも並行して進めている状況ですので、当方の室長からもあったように、いろんなご意見をお聞かせいただいてまいりたい。

(三星委員長)

・エレベーターの大きさの問題については今後も必ず出てくるので、事業者の方にもそのニーズについては把握しておいてほしい。

4 可動式ホーム柵の導入に係る公共交通特定事業計画の変更(案)について

可動式ホーム柵の導入に係る公共交通特定事業計画の市内3地区分の変更(案)について、大阪メトロ松岡委員より説明

○委員からの意見、質疑等

(三星委員長)

・大阪メトロさんに関しては、最新の形で事業計画を追加変更したいということである。車両とホームの段差について、既存路線を楕形の材料でもって車いすが係員の渡し板なしに乗車できるということですね。

(松岡委員)

・補足です。御堂筋線については、ホーム柵を設置する以前から低床車両を入れており、なるべくホームと車両の段差を小さくするというので、この車両を取り入れている。車両の寿命がだいたい50～60年になるが、それを導入している関係で、今現在古い車両と新しい車両が混在している。新しい車両では2cmくらいの段差になるが、古い車両では6cmの段差になる。古い車両に合わせて段差解消すると、低床車両の場合電車の方がかなり下がってしまう現象がある。御堂筋線と谷町線に低床車両入っているが、こちらに関してはホーム柵を設置しても、車両改造全体が終わらないと、全車両がスムーズに乗り降りできる形にはならない。

・ただ、車いすの方には職員が必ずお声かけするので、その時に介助が必要ということであれば、対応させていただき、降りられる駅にも連絡するようになっており、そういう対応をさせていただいている。

(三星委員長)

・このような対応は首都圏では部分的にあるが、本格的にやっているところはない。御堂筋線以外の千日前線などは、既存路線全駅水平方向のギャップと垂直方向のギャップなしということで、完全に駅員さんが渡し板を持って走る必要を無くした。御堂筋線についてもそういうことで、新車両に随時替えていって、高さの問題については揃うようになって、年々増えている。素晴らしい内容変更である。

5 コミュニケーションボードについて

コミュニケーションボードについて、事務局より説明。

○委員からの意見、質疑等

(三星委員長)

・これは素晴らしい取り組みであり、どんどん広めましょう。一つお願いしておきたいのが、市の中でも指定管理者の方になってくるとだんだん認識が薄くなっていくので、そこを徹底していただきたい。あるいは民間でも使いたい所があれば、大いにスーパーとか小売店とかで、何でしたら個人宅用もあってもよい。

(玉井委員)

・当事者の方たちの意見をもっともっと聞いてほしいと。それと先ほど点字の資料を作っていたきたいと、これは本当にもっともだと思う。

(岩本委員)

・今日2つあったのだが、1つは観光に関する事。観光局の担当者がおられないので、次の会議に加えていただくのはどうかということ。

・もう1つは、今日はJRの担当者は欠席なのが残念だと思うが、新しい問題として持ち上がっており、有人の改札がすべて閉まっていて、みどりの窓口も閉まっている、そういう時に代わりにみどりの窓口の切符を買う券売機がある。オペレーターが対応してそこで購入するが、自分は障害者手帳で割引してほしい、その手帳を見せたいが見せることができなくて困る、そういう問題が起こっていることを伝えたいと思う。

(三星委員長)

・宿題が2つ出された。観光は特に本市は仁徳陵の話もあるので、これはこれで方針として次回何かの考え方の整理でもいいし、バリアフリーに関する事業でもある程度必要と思う。

・それからもう一つはJRですね。JRについては事務局からJRに申し入れる。ただ、意見があったということだけではそのままになるので、ご本人と5W1HをはっきりさせてJRと協議してもらいたい。JRも前向きには対応してくれると思う。

・議事はすべて終了になります。ありがとうございました。